

報告第2号

東京都台東区特別区税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、標記条例を専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定に基づき報告する。

令和8年6月2日

東京都台東区長 服 部 征 夫



## 専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分する。

東京都台東区特別区税条例の一部を改正する条例  
(別 紙)

### 理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）が、令和8年3月31日に公布され、軽自動車税環境性能割の廃止などに伴い、所要の規定の整備を図るため、東京都台東区特別区税条例の一部を改正する必要性が生じた。

本件の改正する条例については、令和8年4月1日以後の軽自動車税に適用するため早急に措置する必要があるため、区議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

東京都台東区長 服 部 征 夫

東京都台東区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月31日

東京都台東区長 服 部 征 夫

台東区条例第28号

## 東京都台東区特別区税条例の一部を改正する条例

東京都台東区特別区税条例（昭和39年12月台東区条例第43号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。

第37条第2項を削り、同条第3項中「軽自動車税」を「軽自動車等」に、「種別割」を「軽自動車税」に、「第1項」を「前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第37条の2第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第37条の2第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第37条の4から第37条の9までを削る。

第38条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第39条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第2項中「第37条第3項」を「第37条第2項」に、「種別割」を「軽自動車

税」に改める。

第40条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第42条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第43条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第44条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第45条第2項中「第37条第3項ただし書」を「第37条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第9項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第46条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第46条の2の見出し並びに同条第1項、第2項及び第4項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

付則第5条の3から第5条の7までを削る。

付則第6条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同

項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

付則第6条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の東京都台東区特別区税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(東京都台東区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 東京都台東区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成26年10月台東区条例第26号）の一部を次のように改正する。

付則第5条中「の種別割」を削る。